空き店舗等の活用を支援します！

空き店舗等活用推進事業交付金

空き店舗等の活用を目的として、美瑛町中心市街地の商業地域内に空き店舗等をお持ちの方に対して、商業利用を目的とした売却又は賃貸を行う上での必要な費用を支援します。

対象となる方

・交付対象地域に所在している空き店舗等及び同一敷地内にある建物の所有者

・過去に同一区分の事業において交付金の交付を受けていない者

・空き店舗等を５年以上所有している者又は親族から相続されたもので、当該店舗を相続前の親族が所有していた期間と通算して５年以上所有している者

対象経費等

区分	交付対象経費	説明	補助率	交付限度額
１店舗兼住宅活用推進事業	改修費	賃貸のため、店舗部分と住居部分の分離に係る次の工事等の費用 （１）内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び該当工事と一体で設置する設備 （２）電気、水道、ガス等の子メーター設備	50%	3,000,000円
２住居移転事業	移転料	売却、賃貸のため、住居を移転するための費用	一律	132,000円
３残置物処分事業	廃棄費、廃棄委託費	売却、賃貸のため、空き家又は空き店舗内の残置物を処分するための費用	100%	115,000円

申請方法

美瑛町ＷＥＢサイト又は美瑛町商工観光交流課にある空き店舗等活用推進事業交付金要項をご確認の上、商工観光交流課までお問い合わせください。

お問い合わせ

美瑛町商工観光交流課　商工・労働係　電話　９２－４３２１

メール　shoko-kanko@town.biei.hokkaido.jp